

答申書

審査請求人による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第20条第1項に基づく戸籍の附票の写しの交付請求申請に対する、処分庁の令和6年10月23日付「戸籍の附票の写し等請求にかかる不交付について（通知）」の処分につき、審査請求人が令和6年11月18日付で行った行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁からの同法第43条第1項に基づく諮問に対し、当審査会は以下のとおり答申を行う。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

第2 事案の概要

- 1 令和6年10月23日、審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人の元配偶者及びその4人の子全員（以下「本件対象者」という。）の戸籍の附票の写しの交付請求（以下「本件交付請求」という。）を行った。
- 2 同日、処分庁は、住基法及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）に基づき審査した結果として、本件対象者について「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」（以下「本件支援措置」という。）が実施されていることを理由に不交付決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を記載した「戸籍の附票の写し等請求にかかる不交付について（通知）」と題する通知書を審査請求人に手交した。
- 3 審査請求人は、令和6年11月18日、審査庁である裾野市長に対し、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、以下の理由を主張し、本件処分の取消しを求めている。

- ① 審査請求人には、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、

児童虐待等」の事実は一切ない。

- ② 本件対象者である子らの養育費は、審査請求人の勤務先会社からの家族手当を含んだ年収に基づき算出されているところ、離婚後に会社から家族手当を受給するためには、別居中の子らを審査請求人の扶養に入れる必要がある。そのためには、別居中の子らの住所を会社へ報告することが必要であり、子らを扶養に入れられなければ会社から家族手当を受給することができないため収入が減り、今後、安定した養育費を払えない可能性がある。
- ③ 本件対象者である元配偶者との離婚訴訟における和解調書には、「再婚、養子縁組、配偶者の出産等の養育費の算定に影響のある身分関係の変動が生じた場合には、当該事実を相手方に告知することを相互に約束する。」とあるが、現時点では審査請求人から本件対象者である元配偶者に確認するすべがない。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、以下の理由により、本件処分は法令等の規定及びその解釈に基づき適正になされたものであり、違法又は不当な点は存在しない旨主張する。

- ① 処分庁は、審査請求人の元配偶者から住民基本台帳事務における支援措置申出書を最初に受け付けて支援の必要性を確認した市町村長（以下「本件当初受付市町村長」という。）から、当該支援措置申出書の転送を受け、事務処理要領第5－10－オに基づき、本件支援措置の決定を行った。

事務処理要領第5－10－オは、支援措置申出書の転送を受けた市町村長は、最初に申出を受け付けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）が支援の必要性があることを確認したことをもって、転送を受けた市町村長において支援の必要性があることとする取扱いとして差し支えないと定めており、処分庁が直接DV行為の有無等を調査することを要求しておらず、処分庁は、本件当初受付市町村長が所定の相談機関等の意見に基づき支援の必要性を確認したうえで転送した支援措置申出書の写しにより支援措置の必要性を認めたのだから、本件支援措置の決定は適法な措置である。

- ② 本件処分は、処分庁が、事務処理要領の定める相手方である審査請求人からの本件対象者にかかる戸籍の附票の写しの交付の請求を拒否することを内容とする本件支援措置決定が存在することを理由に、事務処理要領第5－10－コ－(イ)－(A)及び住基法第20条第5項において準用する住基法第12条第6項に基づいて行ったものである。

事務処理要領第5－10－コ－(イ)－(A)は、支援措置において相手方とされる者が被害者の戸籍の附票の写しの交付請求を行った場合、住基法第20条第5項において準用する住基法第12条第6項の規定の「不当な目的」があるものとみなして請求を拒否する旨を定めるものであるから、処分庁が請求拒否事由に該当するとして本件処分を行ったことは、事務処理要領に基づく適正なものであり、違法性はない。

- ③ 事務処理要領第5－10－コ－(イ)－(A)の但し書きでは、請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求に特別の必要があると認められる場合に戸籍の附票の写しを交付する方法を定めているが、これは支援措置対象者のDV行為からの保護が確実性をもってなされる見込みがあることを前提条件としている。

この点、処分庁は審査請求人から本件交付請求の請求事由を聴き取っているところ、その利用目的は、本件対象者である子らの住所情報を審査請求人の勤務先会社へ知らせることであるといえる。

仮に、本件交付請求により、審査請求人の勤務先会社に本件対象者の戸籍の附票の写しを直接交付するとした場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）では、民間事業者に対する支援措置に関する責務規定はなく、また、戸籍の附票の写しは、その記録されている者の直系尊属若しくは直系卑属によって請求できるものであるから、審査請求人の個人に関する情報でもあるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第33条第1項の規定に基づき審査請求人が会社に対し開示を請求することがあっても、会社は開示しないことを法律上義務付けられているわけではない。

よって、戸籍の附票の写しの交付先において、本件対象者の住所情報が審査請求人に漏れるおそれがないとはいはず、DV行為からの保護が確実性をもってなされる見込みにあるとは言えないことから、事務処理要領第5－10－コ－(イ)－(A)の但し書きに定める、請求事由又は利用目的を厳格に審査した結果、請求に特別の必要が認められる場合に該当するとは認められないため、本件処分は相当であり、不当性はない。

- ④ 処分庁は、審査請求人に前記の通知書を手交した際に、審査請求人に対し、戸籍の附票の写しを提出する必要があるとする裁判所より処分庁に対する調査嘱託があればこれに応じることを説明している。

審査請求人に戸籍の附票の写しが交付されなかつたとしても、本件対象者の養育費に関する事情の変更について裁判所へ申し立てることは可能であり、処分庁は裁判所から調査の嘱託があればこれに応じることと

なるのだから、審査請求人の民事調停を申し立てる権利が侵害されることはなく、本件処分に不当性はない。

第4 審査会の審議等の経過

1 審理員の審理手続の経過

別紙1 「審理員の審理の経過」記載のとおり。

2 審査会の審議の経過

別紙2 「審査会の審議の経過」記載のとおり。

第5 審査会の判断の理由

1 関係法令の規定等

本件に関する法律及び国からの通知として、以下の規定等がある（以下の法令の条文等の引用は一部抜粋である）。

(1) 住基法

ア 第12条第1項

市町村が備える住民基本台帳に記録されている者は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができる。

イ 第12条第6項

市町村長は、第1項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

ウ 第20条第1項

市町村が備える戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

エ 第20条第5項

第12条第2項から第7項までの規定は第1項の請求について準用する。

(2) DV防止法

ア 第1条第1項

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受けける身体に対する暴力等を含むものとする。

イ 第1条第2項

この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

ウ 第2条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護を図る責務を有する。

エ 第9条

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 事務処理要領

第5

1.0 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）の、申出の相手となる者（以下「相手方」という。）が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止し、もって支援措置対象者の保護を図ることを目的として、法第20条第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあるもの

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

市町村長は、申出者が、その同一の住所を有する者について、申出

者と併せて支援措置を実施することを求める場合には、その旨の申出を併せて受け付ける。

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、アーアに掲げる者に該当し、かつ、相手方が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求ることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

当初受付市町村長は、アーアの申出を受けている場合には、相手方が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の申出を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて(ア)と同様の確認を行う。

エ 他の市町村長への転送

イにおいて支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、アーウに基づき当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送する。

オ 他の市町村における支援の必要性の確認及び確認結果の連絡

エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。

なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。

コ 支援措置

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援措置対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあっては、支援措置対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援措置対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び

改製前の戸籍の附票を含む。) の写しの交付について、以下のように取り扱う。

(A) 相手方が判明しており、相手方から請求又は申出がなされた場合 不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3 第1項各号、第15条の4第3項各号、第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、相手方の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援措置対象者から交付請求を受けるなどの方法により、相手方に交付せず目的を達成することが望ましい。

(4) 「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置にかかる質疑応答について」(総行市第218号、平成16年5月31日、総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知)(以下「質疑応答」という。)

6 支援措置

(問13)「請求に特別の必要があると認められる場合」とは【コ一(イ)ー(A)関係】

(答) 行政機関に対する申請に対し添付が必要であるなど、当該戸籍の附票の写し自体が、請求における利用目的のために必要不可欠であり、他の手段では代替できない場合です。

2 判断理由

(1) 本件支援措置の適法性及び正当性について

ア 前記1(3)のとおり、事務処理要領第5-10-オによれば、当初受付市町村長から申出書の写しの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして支援の必要性を確認するが、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないとされている。

そして、本件において、処分庁は本件処分までに本件当初受付市町村長より本件対象者について支援の必要性の確認ができている旨の通知とともに支援措置の申出書の写しの転送を受けていたことが資料上確認できる。

したがって、処分庁が当該申出書の写しの転送をもって、本件対象者について支援の必要性ありとして支援措置の決定を行った点について、違法又は不当な点は認められない。

イ この点、審査請求人は、前記第3の1①のとおり、本件審査請求の理由として、審査請求人には「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待等の事実は一切ない」との主張を行っている。

しかしながら、事務処理要領は、申出書の転送を受けた市町村長において、支援の要否について、さらに別途、独自にDV行為の有無に関する事実関係等の調査を行う必要性を定めてはいない。

したがって、上記の審査請求人の主張は、処分庁による本件処分の取り消しの根拠にはならない。

(2) 処分庁が本件交付請求に「不当な目的」を認定し本件処分をしたことの適法性及び正当性について

ア 前記1(3)のとおり、事務処理要領第5－10－コ－(イ)－(A)によれば、市町村長は、支援措置対象者に係る戸籍の附票の写しの交付について、相手方が判明しており、かつ相手方から請求又は申出がなされた場合には、住基法第12条第6項及び第20条第5項の「不当な目的」があるものとして請求を拒否することとされている。

もっとも、事務処理要領第5－10－コ－(イ)－(A)但し書きによれば、市町村長が相手方の請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、相手方の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援措置対象者から交付請求を受けるなどの方法により、相手方に交付せず目的を達成することが望ましいとされている。

そして、前記1(4)のとおり、質疑応答（問13）に対する（答）によれば、上記の「請求に特別の必要があると認められる場合」とは、「行政機関に対する申請に対し添付が必要であるなど、当該戸籍の附票の写し自体が請求における利用目的のために必要不可欠であり、他の手段では代替できない場合」とされている。

イ この点、審査請求人は、前記第3の1②のとおり、本件審査請求の理由として、養育費を安定的かつ継続的に支払うために勤務先会社から家族手当を受給する必要があり、そのためには別居中の子らを審査請求人の扶養に入れるべく、子らの住所を会社へ報告することが必要であると主張する。

しかしながら、離婚後に養育費を支払う親に家族手当を支給するか

否かは当該親の勤務先会社ごとの個別判断であるところ、本件において、審査請求人が勤務先会社から家族手当を受給できていないか否か、また仮に受給できていない場合に、勤務先会社が審査請求人の子らの住所の開示を家族手当の支給の不可欠の要件としているか否か、さらに他の代替措置が存しないのか等について、いずれも審査請求人より具体的な主張及びこれを裏付ける客観的な資料が提出されていない。

したがって、本件では、前記質疑応答（問13）に対する（答）にある「当該戸籍の附票の写し自体が請求における利用目的のために必要不可欠であり、他の手段では代替できない場合」とは認められない。

ウ また、審査請求人は、前記第3の1③のとおり、本件審査請求の理由として、審査請求人と元配偶者との離婚訴訟における和解調書に「再婚、養子縁組、配偶者の出産等の養育費の算定に影響のある身分関係の変動が生じた場合には、当該事実を相手方に告知することを相互に約束する。」とあるところ、現時点で審査請求人から本件対象者である元配偶者に確認するすべがないと主張する。

しかしながら、本件において、審査請求人より、現時点で再婚、養子縁組、配偶者の出産等の養育費の算定に影響のある身分関係の変動が生じたとする具体的な主張及びこれらを裏付ける客観的な資料は提出されていない。また、仮に今後これらの変動が生じ、審査請求人が元配偶者にこれらを告知する必要が生じたとしても、その時点で養育費に関する事情の変更について家庭裁判所に調停申立を行い、裁判所より調査嘱託があれば処分庁はこれに応じることになる。

したがって、この点も、前記質疑応答（問13）に対する（答）にある「当該戸籍の附票の写し自体が請求における利用目的のために必要不可欠であり、他の手段では代替できない場合」とは認められない。

エ 以上から、処分庁が本件交付請求に「不当な目的」を認定し、本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点は認められない。

以上

(裾野市行政不服審査会)

会長 内海 雅秀

委員 小林 靖幸

委員 湯山 貴志子

○審理員の審理の経過

| 期日 | 発出元 | 発出先 | 内容 |
|---------------|-------|-------|---|
| R6. 11. 08(金) | 審査請求人 | 審査庁 | ・審査請求書の提出 |
| R6. 11. 12(火) | 審査庁 | 審査請求人 | ・審査請求書の補正依頼(R6. 11. 26 期限) |
| R6. 11. 25(月) | 審査請求人 | 審査庁 | ・補正書(R6. 11. 18 付け) |
| R6. 11. 26(火) | 審査庁 | 審理員 | ・審理員指名の通知 |
| | | 審査請求人 | ・審理員を指名した旨の通知 |
| R6. 11. 26(火) | 審理員 | 処分庁 | ・弁明書の提出要求(R6. 12. 17 期限) |
| R6. 12. 17(火) | 処分庁 | 審理員 | ・弁明書の提出 |
| R6. 12. 26(木) | 審理員 | 処分庁 | ・証拠書類の提出要求 |
| R7. 01. 09(木) | 審理員 | 審査請求人 | ・弁明書送付、反論書提出要求、口頭意見 陳述申立て案内(R7. 2. 7 期限) |
| R7. 01. 09(木) | 処分庁 | 審理員 | ・証拠書類の提出 |
| R7. 02. 13(木) | 審理員 | 審査請求人 | ・反論書・口頭意見陳述の提出・申立ての 意向がない旨の確認（電話） |
| R7. 03. 28(金) | 審理員 | 審査請求人 | ・審理手続終結の通知 |
| R7. 03. 31(月) | 審理員 | 審査庁 | ・審理員意見書、事件記録の提出 |
| R7. 04. 01(火) | 審査庁 | 審査会 | ・諮問 |
| | | 審査請求人 | ・諮問した旨の通知、審理員意見書送付 |

○審査会の審議の経過

| 期日 | 内容 |
|---------------|-------------------------------|
| R7. 04. 01(火) | ・審査序より諮問 |
| R7. 04. 11(金) | ・第1回審査会 事務局から概要説明 諮問の審議 |
| R7. 05. 30(金) | ・第2回審査会 諮問の審議 |
| R7. 07. 16(水) | ・第3回審査会 答申案の検討 |